



その支払い、お待ちください！

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小松 真優
(函館弁護士会所属)

■ 最高気温が氷点下の日も減りはじめ、徐々に春に向かっていくのを感じております。そうとはいえ、まだまだ、寒い日が続いておりますので、引き続き、防寒対策などを行い、体調にはお気をつけてお過ごしください。

■ さて、今回のテーマは「消滅時効」です。年度末が近づき、「あれ？これはいつの借金だろうか？」といった手紙が届く人もいるかもしれません。古い借金の場合には、消滅時効にかかっていることもありますので、注意が必要です。

■ 消滅時効とは、権利行使をしないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度です。たとえば、返済期限が到来しているにもかかわらず返済しない人に対し、法的措置（裁判など）をとることなく、5年または10年（権利発生時期などによって異なります。）経過したような場合には、その借金の返済を求める権利を消滅させるというものです。最後に返済してから、5年以上返済していないような場合や、裁判になってから10年以上支払わずにいるような場合には、消滅時効にかかっている可能性があります。

■ もっとも、消滅時効にかかっていたとしても、そのままでは、権利は消滅しません。消滅時効には、もうこれ以上支払いませんといい意思表示（時効の援用と呼ばれます。）をしなければなりません。その意思表示をする前に、1円でも支払ってしまったり、払いますと約束したりすると、債務の承認といって、今後支払いをしますと意思表示したとみられ、再び時効期間を経過するまで、消滅時効の援用ができなくなってしまうのです。

■ そのため、5年以上返済していないような借金の督促が来たような場合には、督促の会社などに連絡する前に、一度、弁護士へご相談ください。消滅時効の援用ができるか、その方法はどうかといった細かいことなど、ご相談を承ります。債務整理が必要になることもございますので、お気軽にご相談のお電話いただければと思います。

■ 債務整理以外の件についても、当事務所では、みなさまからの法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談は事前予約制となっております。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-33383-8366）」までお寄せくださいませ。

八雲警察署からお知らせ

1 令和8年度(第1回)の北海道警察官採用試験が行われます

受付期間：3月1日(日)～4月10日(金)

北海道警察

採用試験に関する情報は北海道警察ホームページで随時更新しています。

警察官採用試験受付中！！

採用予定人数

男性A区分	140名程度
男性B区分	40名程度
女性A区分	50名程度
女性B区分	20名程度

第1次試験 4月26日(日)

2 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止

さしのべる 手のぬくもりを どの子にも

-進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止-

- 万引きは犯罪です
- 20歳未満のお酒やたばこは禁止されています
- 大麻は脳に影響を与える違法な薬物です
- 「闇バイト」で犯罪に加担しない
- インターネットの世界は危険がいっぱい

生活環境の変化に伴い、少年の非行・犯罪被害が心配な時期です。小さな変化に気づいたり、困ったことがあればすぐに警察に相談を

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110